

見附市立見附第二小学校におけるいじめの防止等のための基本方針

令和6年10月改訂
見附市立見附第二小学校

はじめに

この見附市立見附第二小学校におけるいじめの防止等のための基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定、さらに新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年12月法律第71号以下「県条例」という）及び見附市いじめ防止等のための基本的な方針（令和5年12月改訂以下「市方針」という）に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ及びいじめ類似行為（県条例第2条第2項）は、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、どの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、本校の全ての児童を対象とし、平時から実効的な役割を果たし、学校の教育活動全体を通じた、いじめの未然防止の具体的な取組を推進するとともに、いじめの早期発見、迅速かつ的確な対応に向けた具体的な対策について、学校全体で組織的かつ計画的・継続的に取り組む。

県条例では、「いじめ類似行為についても」防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に扱うものとする。

また、いじめ問題への取組の重要性について保護者・地域へも認識を広め、家庭、地域住民その他の関係者との連携のもと、いじめ防止等に係る取組を推進する。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

本校に、いじめの防止等に関する対策をより実効的に行うための組織（以下「組織」「委員会」という。）として、いじめ問題等対策委員会（いじめ・不登校対策委員会）、生活指導部会等を設置する。

当該組織は、本校におけるいじめ防止等に係る指導や支援の体制構築、対応方針

の決定、保護者及び関係機関等との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

(1) 構成員

校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、担任、スクールカウンセラー

(2) 役割内容

- ① 学校基本方針に基づく、未然防止などの取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正など
- ② いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録及び情報の共有
- ③ 児童や保護者・地域へ、「見附第二小学校におけるいじめの防止等のための基本方針」についての説明や意識啓発、情報発信
- ④ 教職員の資質向上、意識啓発等に向けた研修（法、基本方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）の理解」）などの企画と実施
- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為等への相談、通報の窓口
- ⑥ 発見されたいじめやいじめの疑いがある事案への対応に係る情報の迅速な共有、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定、保護者、関係機関等との連携など

3 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 授業改善、分かる授業の実施
- ② 道徳教育の充実
- ③ 人権教育、同和教育の推進
- ④ 社会性の育成、人間関係づくりの能力の育成
（異学年交流、中・高ギャップ解消の取組、特別活動、みつばプラン校事業、見附中学校区交流活動・授業等）
- ⑤ 児童による主体的な取組
（いじめ見逃しゼロスクール集会、児童会・委員会の取組）
- ⑥ 情報モラル、インターネットの適切な利用に関する指導
 - ア) ストレスに適切に対処できる力の育成
 - イ) 自己有用感や充実感を感じられる学校生活
 - ウ) 職員間の情報交換、情報共有、連携の強化

(2) 早期発見のための取組

- ① 定期的なアンケート等の実施

②教育相談の実施と充実しゅうぎ

③日記、連絡ノート等の活用

④相談、連絡窓口の設置と周知

⑤日頃からの児童の些細な変化、兆候への気付きと的確な関わり(週1回児童理解の会、学期1回子どもを語る会で校内研修等による教職員の資質、力量の向上)

⑥保護者、地域からの情報の収集

⑦スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等

(3) いじめへの対処(迅速かつ的確な対応)※関連「4 重大事態への対応」

①組織的な対応による事実確認

ア) いじめられている子どもの保護

イ) いじめをしている子どもへの指導

ウ) いじめられている子どもの保護者への対応

エ) いじめをしている子どもの保護者への対応

オ) その他の児童生徒への対応

②市教委への報告、指導・支援による対応

ア) 保護者、関係機関、専門機関と連携した対応

(4) 保護者・地域との連携及び意識啓発等

①保護者・地域との連携による取組

ア) PTA及び地域の活動によるいじめ防止等の取組の実施(学習参観後の保護者懇談会、個別懇談会、第二小の子どもを語る会)

イ) 学校運営協議会において、自校の取組等の説明と課題解決に向けた対応策の検討

ウ) 登下校見守り(防犯連絡協議会)、学校支援地域本部、教育活動の協力者等からの定期的な情報収集

②保護者・地域への意識啓発

ア) PTA総会において、いじめの防止等に関する学校基本方針及び具体的な取組、法及び県条例に規定される保護者の責務等について伝え、意識啓発を行う。

イ) 保護者及び地域の方を対象とした、いじめ問題やネットトラブル、カウンセリング等に関わる研修(講演会等)を実施する。

(5) 関係機関等との連携

①中学校区幼保小中の連携強化

ア) 学期1回、小中連絡会を開催し、情報交換を行う。

イ) 小中連携あいさつ運動(6月、10月)を実施する。

(既存の組織等を検討・活用し、会合の回数、内容等の工夫改善)

②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、見附市青少年育成センター、長岡少年サポートセンター等との連携

③見附警察署との連携

学校は犯罪行為として取扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない重大事態、インターネット上のいじめ、児童ポルノ関連のいじめである場合は、直ちに警察への援助を求め、連携した対応をする。また、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、必ず警察に相談・通報する。また、日常的な情報共有や相談・通報ができる連携体制を構築する。

(6) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。なお、「いじめ類似行為」にあつては以下のAにより解消を判断する。

A:いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。

B:被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態について

重大事態とは、以下のようなケースを想定している。

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。（「相当の期間」については、年間30日を目安としているが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も含む。）

③児童・保護者から、重大事態の申し立てがあったとき

「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。また、いじめの事実等を確認できていない場合には、児童の保護や二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動

など)

の発生を未然に防ぐため児童の心のケアや必要な支援を速やかに行う。

(2) 重大事態発生時の対応

- ① 学校は重大事態発生を直ちに見附市教育委員会へ報告、指導・助言を受ける。
- ② 事案の事実関係を明確にするための調査を行う。調査をする際は、詳細な事実関係を確認し、実効性のある再発防止策を検討する。

ア) 学校が調査主体となる場合

- ・ 組織による調査体制を整える。
- ・ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・ 調査結果を見附市教育委員会に報告する。
- ・ 見附市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

イ) 見附市教育委員会が調査主体となる場合

- ・ 学校の設置者(見附市)の調査依頼に必要な資料の提出など調査に協力する。

ウ) 第三者が調査主体となる場合

- ・ 自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など、調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースは、第三者に調査を依頼する。
- ・ 第三者委員会は、弁護士(スクールロイヤー)や医師、学識経験者、心理・福祉(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等)の専門家等で組織する。

5 (加害児童・保護者を含む)児童・保護者への事前説明

- ・ 重大事態調査を始める前に児童・保護者に、目的や調査主体、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供、調査の進め方等について、丁寧に説明する。共通理解を図りながら進め、信頼関係を築き、その関係性を維持しながら調査を進められるようにする。
- ・ 説明時には複数同席する(説明者、説明者補助、記録者等)が、児童の状況に配慮し、落ち着いた環境の中で説明が行えるようにする。

6 重大事態調査で調査すべき調査項目

- ・ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版」P35、36にある、【共通事項】を参考にする。

7 取組の評価と学校基本方針の見直し及び修正

(1)「取組評価アンケート」等の実施

PDCAサイクルで取組を実施するとともに、「取組評価アンケート」等を活用し、定期的に取り組の評価と見直しを行う。(これまでの学校評価等のアンケートを活用)

(2) 学校基本方針の見直しと修正

「取組評価アンケート」等の結果及び評価等に基づき、必要に応じて学校基本方針の見直しと修正を行う。

【参考】

○ いじめの定義(法の第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与えている行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ いじめ類似行為(県条例第2条第2項)

児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童とが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものである。

○ いじめ基本方針の策定(法の第13条)

学校は、国の基本方針又は地域基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ「学校いじめ防止基本方針」を定める。

○ 組織の設置(法の第22条)

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

○ 保護者の責務等(法の第9条)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。